

論 文

濟世顧問・濟世委員制度の統廃合議論にみる濟世顧問制度の歴史的特性

松 原 浩一郎

—抄 録—

この論文の目的は、濟世顧問制度の歴史的特性を明らかにすることである。そのため、濟世顧問と濟世委員の統廃合問題に視点をおいて検討する。なぜならば、統廃合問題は両制度のメリットやデメリットが議論の俎上にあがり、両制度の利点や欠点が明らかになるからである。1929年に成立した救護法により、濟世顧問と濟世委員はともに救護法第4条の委員となる。その後、1936年方面委員令により、濟世委員のみが方面委員になり、濟世顧問は救護法の第4条の委員からも、方面委委員令の方面委員からも外れて、これらの法による根拠を失ってしまうのである。しかし、その後も濟世顧問は活動を継続する。それができたのは、濟世顧問設置規定が維持されたことと、岡山県の社会事業において人的根幹に位置して活動してきた実績があったことと、皇室との強いつながりがあったからだと言える。このことが、他府県にはない濟世顧問制度の歴史的特性といえる。

キーワード：濟世顧問，濟世委員，制度統廃合

I. 問題の所在および研究目的

1917（大正6）年岡山県で創設された濟世顧問制度は、現在の民生委員制度の嚆矢として周知のところである。翌年、大阪府方面委員制度が創設される。その後各地に同様の制度が創設され、多くの府県に方面委員が誕生する。しかし、府県により名称や制度の違いがあり、必ずしも大阪の方面委員制度がそのまま敷衍したわけではない¹⁾。各地の方面委員の多くは、1932（昭和7）年救護法施行に伴い同法第四條の「委員」として位置づけられ、ボランティアとして法律上の根拠を持たないそれまでの方面委員が、行政機関の末端に位置する補助機関となった。一面これは「方面委員という民間人と、救護委員という行政人を同一人物が兼ねることによって、責任の所在を曖昧にした」（全国民生委員児童委員連合会2019：90）のであった。その後1936（昭和11）年の方面委員令により全道

府県に設置が指示され、法的根拠が付与される。ここにおいて名称も「方面委員」と統一され、目的や役割も明確になる。

岡山県においては、濟世顧問制度創設4年後に濟世委員制度が新設される。そして両制度併設のまま、救護法の「委員」となる。さらにその後の方面委員令では、濟世委員のみが方面委員となる。そして濟世顧問は救護法からも方面委員令からも外れる。そもそも両制度は「貧困」を対象とし、設置規程もきわめて類似している。運用も合同で行うことが多く、「岡山県濟世制度」²⁾とひとくくりにまとめて取り扱われていた。したがって両制度統廃合に関する議論がしばしば起こる。だが、両制度は統廃合されることなく推移するのであった。

本稿は上記両制度の統廃合の議論を分析対象にして、その歴史的過程を検証して、濟世顧問制度の歴史的特性を明らかにすることを研究の目的とする。統廃合議論の過程では、各制度の利点と欠点、あるいは統廃合することのメリットやデメリットが露呈され、それが議論の俎上に上がる。つまり、この議論の過程は、制度の

受付日：2021.2.26

吉備国際大学保健医療福祉学部社会福祉学科

歴史的特性を解明するための重要な手がかりを提供することにもなる。また本稿は、両制度を所轄する岡山県の行政機関がどのように関わったのかということ、担当部署の内部資料を活用して明らかにすることも目的としたい。

Ⅱ. 先行研究

両制度の統廃合を直接扱った論考は、管見ながら確認できていない。そのため本稿における先行研究の検討は、両制度の関連について言及している論考を中心に行うこととする。

民生委員制度百年を記念して上梓された『民生委員制度百年通史』では「米騒動後も、社会経済不安が深刻化するなかで、貧困者も激増し、これに対応するには、点在する濟世顧問の努力に待つだけでは容易に打開策を促進する余地が見いだせないほど県内事情も深刻化」したために「濟世顧問の補助機関として濟世委員制度を設けること」にしたと説明している（全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員連合会2019：21）。久松も濟世顧問制度の成立について論及しつつ、米騒動を契機に濟世委員制度が創設されたいきさつに言及している。しかし内容は、当時の岡山県社会課長三樹樹三の論説を引用しつつ紹介する程度にとどまっている（久松1990）。一方、久松の研究を継続した井上は、濟世顧問と濟世委員の併設について多少詳しく論及している。井上は「岡山県の則闕主義では、この混乱には対処しきれなかったのであった。大阪の方面委員制度による必置義務との違いがここに露呈されることになった」と濟世委員が必置義務を採用した経緯を説明し、濟世顧問は貧困者層には「ある意味では近より難い存在であった」とも言い「人選の基準があまりにも精選主義で民衆との密着関係を阻害し、活動のさまたげになった」と分析している（井上1996：204-5）。このような濟世顧問制度の欠陥を補うために、つまり組織的な事業拡大と調査活動の拡充を目的として、濟世委員制度が創設された。この経緯を井上は「大阪府方面委員制度への接近であり」「所管事務も大阪府に準じて社

会測量、社会調査を重点とした」制度となったと論じている（井上1996：204-5）³⁾。このように、濟世委員は方面委員を模した制度であったのだが、方面委員の名称は用いなかった。

以上の論考では、両制度の創設当時の状況説明やその動機、あるいは関係性については明らかにされているものの、両制度創設後の歴史的推移を含めた論考とはなっていない。

一方寺坂は、制度創設後の展開状況に言及している。濟世顧問と濟世委員の打合会を県主導で開催し、あるいは救護法第四条の「委員」となって市町村長の補助機関となり、「行政とは独立して、独自の活動をして来た顧問制度は、行政の末端機構の様相を強め、行政と共に歩むことになった」のだという（寺坂1984：14）。ただし濟世顧問の機能の変化と濟世委員との関係に言及した論考はない。なお、行政の支配下になったことの指摘は遠藤も行っている（遠藤1973：39）。

以上、いずれの論説も両制度の統廃合に言及するものはない。さらに一部を除いて多くは、制度創設の意義と創設時の歴史的背景の分析に限られている。そのため創設後の歴史的推移を含んだ歴史的特性の分析までは及んでいない。

Ⅲ. 研究の視点および方法

両制度の統廃合の経緯と濟世顧問制度の歴史的特性を明らかにするために、両制度の設置規程によりその機能や役割を検討して両制度の特徴を明らかにしつつ、統廃合の必然性を検討する。つぎに、両制度の統廃合に係る歴史を概観して、1935（昭和10）年の議論から、当事者である濟世顧問や濟世委員の動向を明らかにしたい。さらに担当部署社会課の関わりを、当時の職員が残した史資料や新聞記事から明らかにして、行政機関としての動向とその役割を解明したい。

両制度統廃合の歴史とその経緯に関する資料は、当時の新聞記事と岡山県社会事業協会編『岡山縣濟世制度二十年史』、岡山県社会福祉協議会編集・発行『民生委員制度四十年～岡山濟世制度四十年を顧る』を主に用いる。また、行政

機関から発行された機関誌『済世』と、さらに守屋文庫（岡山県立図書館所蔵）を用いて未公表の内部史資料も検討したい。

IV. 倫理的配慮

本研究は歴史研究であり現存する人物の記述はない。また論述等に関しては、日本社会福祉学会の研究倫理指針に則っている。

V. 済世顧問制度と済世委員制度の概要および比較検討

1. 両制度創設の経緯

両制度創設の経緯は以下の通りである。

1916（大正5）年、大正天皇との謁見の場で、天皇自ら岡山県知事笠井信一に対して、貧民状態についての御下問があった。笠井知事はその場での即答を避け⁴⁾、帰県後一部の地域で貧民調査を実施した。すると予想をはるかに上回る数の貧窮民の実態が明らかになった。そこで、全県的な調査の実施と防貧事業を企画する過程で創設されたのが済世顧問制度であった。このためこの制度は皇室との関係が強く意識されることになる⁵⁾。

4年後創設された済世委員制度設置の要因は以下のとおりである。すなわち、済世顧問制度創設の翌年蜂起した米騒動に対応するため、当時の香川輝知事（笠井は既に北海道へ転じていた）は三樹樹三社会課長に命じ、対応策を調査研究させた。そこで済世顧問制度の欠点が明らかになり、それを補うための方策が考案された。先行研究でも指摘されているように、それは則闕主義と個人的な活動の限界に対する、必置主義と組織的・継続的な活動の展開であった。

2. 両制度設置規程と嘱託実態

済世顧問制度は1917（大正6）年済世顧問設置規程（1917年5月12日岡山県訓令第十号）によりはじまる。その4年後の1921（大正10）年済世委員設置規程（1921年10月14日岡山県告示第589号）が制定されて済世委員が誕生する。

各条文は以下の通りである。

済世顧問設置規程

- 第一條 済世顧問ハ縣下市町村ノ防貧事業ヲ遂行シ個人並社會ヲ向上セシムルコトヲ以テ目的トス
- 第二條 済世顧問ノ防貧方法ハ精神上ノ感化、物質上ノ斡旋等ニ依リ、現在及び将来ニ於ケル貧困ノ原因ヲ消滅セシムルモノトス
- 第三條 済世顧問ノ員数ハ市ニ在リテハ十五名、町村ニ在リテハ一名トス但シ區域ノ廣狭ト事情トニ因リ其ノ員数ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第四條 済世顧問ハ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ嘱託ス
郡市長前項ノ推薦ヲ為サントスルトキハ第五條ノ資格ヲ有スル者ノ内ヨリ關係警察署長及町村長ト協議詮衡スルモノトス
- 第五條 済世顧問ニ推薦セラルヘキ者ハ左ノ資格ヲ具備スルモノナルコトヲ要ス
- 一、人格正シキモノ
 - 二、身體健全ナルモノ
 - 三、常識ニ富メルモノ
 - 四、慈善同情心ニ富メルモノ
 - 五、市町村内中等以上ノ生活ヲ営ミ少ナクトモ俸給ヲ以テ衣食ノ資ニ供セサルモノ
 - 六、忠實勤勉其ノ職務ニ盡スヘキモノ
- 第六條 済世顧問ハ其ノ職務ヲ執行スルニ當リ相互間ノ聯絡ヲ保チ必要アルトキハ關係官公署ノ助力ヲ要求スル事ヲ得
- 第七條 済世顧問ハ名譽ノ職トナシ之ヲ優遇ス

済世委員設置規程

- 第一條 市町村ニ其ノ社会状態ヲ調査シ適切ナル事業ヲ遂行スルタメ済世委員ヲ置ク

- 第二條 濟世委員ノ員数ハ市二在リテハ方面每二十名乃至二十名，町村ニ在リテハ大字每ニ一名トス但シ區域ノ廣狹ト事情トニ因リ其ノ員数ヲ増減スルコトアルヘシ
- 第三條 濟世委員ハ其ノ職務ヲ執行スルニ當リ其ノ市町村ニ於ケル濟世顧問ト協議シ且相互間ノ聯絡ヲ保チ必要アルトキハ關係官公署ノ助力ヲ要求スルコトヲ得
- 第四條 濟世委員ノ嘱託及資格ニ關シテハ濟世顧問設置規程ノ定ムル所ニ準據ス
- 第五條 濟世委員ハ名譽ノ職トナシ之ヲ優遇ス
- 第六條 濟世顧問未設置ノ方面並町村ニ在リテハ其ノ委員ノ互選ニ依リ常務委員ヲ置キ本規程ノ施行ニ關シテハ之ヲ濟世顧問ト看做ス

両規程の類似と相違を検討したい。濟世顧問の員数は町村一名で、濟世委員は町村内大字一名と異なる。目的も多少異なり、濟世顧問は防貧事業の遂行により社会の向上を図ることで、濟世委員は社会状態の調査と事業の遂行である。人選や嘱託方法、名譽職という立場は非常に類似している。ただし人選方法は、規程上大きな違いはないが、嘱託の運用は大きな違いがあった。濟世顧問は適当な人物がない場合は嘱託をしないという則闕主義をとったが、濟世委員は市町村大字に一名の必置主義をとった。このため、濟世委員はすべての市町村に及んだが、濟世顧問の嘱託は一旦進んだものの、やがて減少に転じている。岡山県内務部社会課から発行された名簿⁶⁾によると、濟世顧問が最も多かったのは1928（昭和3）年の182名（当時の市町村数は396、特殊な設置基準であった岡山市を除くと395町村168名となり、設置率は43%であった）で、1938（昭和13）年には90名（岡山市を除くと80名21%）まで低下する⁷⁾。一方濟世委員は、最も古い1923（大正12）年の名簿では2,513名で、その後漸増して1938（昭

和13）年の名簿では2,873名に及んでいる。

このように、濟世顧問を嘱託して、続いて濟世委員を全市町村に配置することで、組織的・総合的な防貧活動の展開を目指したのであったが、濟世顧問の嘱託は容易には進まなかった。そのため、濟世顧問不在の町村では、濟世委員の互選で常務委員を選出して濟世顧問の役割を担い、濟世委員のみで防貧活動を展開したのである（濟世委員設置規程第六條）。くわえて、救護法により救貧事業の推進も担い、少年救護法・母子保護法さらに軍事救護（のち扶助）法における実務も担うようになった。そのため、活動が防貧事業のみにとどまる状況ではなかったのである。このような時代背景により、県の所轄部署内では度々制度設計の見直しを検討するのであった。

VI. 両制度統廃合議論の歴史

1. 1930（昭和5）年

先述の『岡山縣濟世制度二十年史』には、両制度統廃合について二つの記述がある。その一つは、1930（昭和5）年の動きである。当時、濟世事業拡充計画の研究が数十回行われ、この過程でいくつかの計画案が練り上げられたものの、最終的には香坂昌康知事の決裁がおりなかったのであった。その一つに「濟世顧問設置規程と濟世委員設置規程との間に尚一層の緊密なる連絡を保たしめる爲に一部の改正増補を行ふこと」という計画案が存在したことが記されている（岡山県社会事業協会1936：125-6）。

さらに後述する1935（昭和10）年の議論においても、この時の状況が語られている。それは、「改善方を知事に建言した 併るに当時の岡山県知事香取昌康氏は『他に鑑みる所あり』と原氏（社会課長原保雄のこと：引用者注）の建言をあつさり一蹴したと言う前例もある」⁸⁾ という回顧である。

原課長らが目指した改正増補に関する協議案の詳細は明らかにされていないが（岡山県社会事業協会1936：126）、制度を否定する内容ではないことは明らかである。なぜならば、のちに

原は濟世顧問制度を「数ある諸制度の中で 皇室の斯くの如き厚き御思召を直々承けて生れ出したものは、殊に地方に於ては減多にない」と評し、「之の一点丈でも此の制度はゆるぎなく尊い」と回顧しているからである（岡山県社会事業協会1936：569）。

2. 1932（昭和7）年

1932（昭和7）年1月の救護法施行にともない、濟世制度見直しの議論は当然の流れでもあったといえよう。それは、救護法第四条の委員に関連する制度上の齟齬に起因する。だが制度見直しの実態を明らかにする資料はこれまでなかった。その資料が、後述する守屋文庫に「濟世顧問設置規程改正案」⁹⁾として残されている。内容は、濟世顧問制度が濟世委員制度を包括して、濟世委員を廃止し、任期制を採用するものであった。先の原保雄は「此の問題に付いては昭和六年の社会課長会議の際に救護法の委員の任期の問題に関連して意見を陳述したことがあった。～略～岡山縣に於ては本質的に見て濟世顧問及濟世委員には任期を附せないことになつて居るから、地方の実情に応じて任期を附せないでも宜いことにして貰ひたいと謂ふ趣旨であつた。然し此の意見は認められなかつたけれ共救護法の委員と濟世顧問、委員とは別だと謂うことであつたから之は適当に運用すれば宜いと謂ふ見込が立つて安心したことがあつた」（岡山県社会事業協会1936：574）と述べている。つまり、任期がある救護法の委員と無任期の濟世顧問・濟世委員との整合性を保つ必要があつたのである。上記の改正案は、このような状況において起草したものと推測されるが、結局必要としなかつたのであつた。

3. 1935（昭和10）年

『岡山縣濟世制度二十年史』には1931（昭和6）年の議論とさらにもう一つ制度統廃合に関する記述がある。その発端は、1935（昭和10）年11月5日に開催された「濟世事業大会」であつた。この大会で「濟世顧問、濟世委員ノ名称統一ニ関スル件」と「濟世顧問、濟世委員ニ適當ノ任

期ヲ定ムルノ件」が協議事項として提出された。この時36件の協議事項が提出されたが、大会では議論せず趣旨説明のみ行われ、22名の継続委員に協議が委ねられた。継続委員会の協議は紛糾し、二つの協議事項は「何れも軽々に処断すべき筋合のものではなく、相当なる確信の下に慎重に研究考慮するの必要あるを以て統括機関たる県当局に善処方を一任すること」になつたのである（岡山県社会事業協会1936：244-55）。

このようにこの時の議論は、他の年とは異なり、県の担当部署のみならず、当事者である濟世顧問と濟世委員をも巻き込んで展開された特異な事態となっている。そこで次項においてその詳細を検討したい。

4. 1940（昭和15）年～岡山県社会事業の新体制要綱～

1940（昭和15）年12月「岡山県社会事業の新体制要綱」が発表された。この要綱で「濟世顧問方面委員の一元化を図り資質の向上技術の訓練等之が再教育に全力を傾注する」こととなつた。さらにこれにあわせて「濟世事業の新体制要綱」も発表された。しかし、この新体制要綱には、濟世制度の徹底強化などの項目があるものの、統廃合に関する具体的な記述は一切ない（岡山県社会福祉協議会1957：73-4）。結果として両制度の一元化が実現することはなかつた。

5. 1944（昭和19）年

方面委員令の施行により、「濟世委員が事実上方面委員となつて、とかく県独自の持味がうすれて行くのを憂い」1944（昭和19）年1月新たに「厚生委員制度」が創設された（岡山県社会福祉協議会1957：74）。しかし、濟世顧問制度との統合はなく、濟世顧問制度は堅持された。厚生委員制度設置規程（岡山県令第十一号）と共に発令された「岡山県論告第一号」には「濟世顧問制度ノ淵源ニ顧ミ時局ノ情勢ニ即応セシムル為新ニ之ガ延長補完ノ機關トシテ厚生委員制度ヲ設置シ」と、むしろ濟世顧問制度を評価し、その補完機関として厚生委員制度を設置する旨が示されている。

以上が史資料から明らかになった統廃合に関する動きである。このように、両制度の統廃合は常なる関心事項であり、たびたび議論の俎上にのった。そこでこれらの議論の中から、1935(昭和10)年の議論を検討することとおして、濟世顧問制度の歴史的特性と担当部署の関わりを明らかにしたい。先述のとおりこの年の議論は、県当局ばかりではなく、濟世顧問・濟世委員をも巻き込んで活発に行われた。このためこの議論の過程で、濟世制度の実態が明らかになり、主張を通して濟世顧問や濟世委員の制度認識のありようを解明することが出来るのである。

Ⅶ. 1935(昭和10)年名称統一・任期制制定議論

1. 発端

既述の通り、この年の11月5日開催の濟世事業大会において「名称統一」と「任期制制定」の議案が提出された。前者は、津山市と勝田郡南和氣村の濟世顧問か濟世委員(氏名は不明)が提出し、後者は上道郡古都村、邑久郡長濱村、同太伯村、同牛窓町、御津郡馬屋上村の濟世顧問か濟世委員(氏名は不明)が提出している(岡山県社会事業協会1936:249)。いずれも経験の浅い新進から提出されたのであった(守屋1993:61)¹⁰⁾。

提出理由を、新聞は以下のように伝えている。

右協議題提出者の提出理由 (一)は笠井元岡山県知事が濟世制度を確立してから既に二十年社会情勢にも著しい変化があるのだから我が岡山県も此の際他府県に倣つて委員、顧問の名称を統一して両者同等の職権を以つて濟世事務を取扱ふべきだと言ひ (二)は従来は無任期制では動もすれば意気の衰退、制度の硬化などいろへの弊害が派生するから委員並に顧問の任期に適當な年次を限つて人事の刷新を図るべきだと主張するものである¹¹⁾。

濟世事業大会においては、上記のような説明のみ行われ、濟世顧問河本乙五郎を委員長に22

名の継続委員に付託することになり、後日継続委員会が開催されることになったのである¹²⁾。

2. 継続委員会審議及び経緯

継続委員会は、大会から10日後の11月15日に開催されている。任期制を求める改革派の委員から「長年月に亘る任期のため、顧問委員の精神は弛緩し、延びては事業遂行困難に陥らしめ、種々なる弊害をもたらす」という主張があり、これに対して反対派の委員は「濟世事業は断片的となり仕事に永続性を欠くおそれあり」と反論している¹³⁾。他の議案とは異なり「この二件については種々議論が闘はされ容易に決定をみず、その帰趨は混沌とし」¹⁴⁾て、決着をみずに散会して次回の委員会に持ち越されたのであった。そこで次回の委員会に向けて「県下濟世事業界の元老、幹部連は過日来寄々協議を遂げてこれが対策を練つてゐたが、いづれ現制度堅持の既定方針を以つて問題解決に邁進することに意見一致した」が、翌年岡山県で開催予定の全国方面委員大会後まで、審議自体を持ち越す方針にしたのである¹⁵⁾。

こうして11月27日第2回継続委員会が開催された。名称統一と任期制の可否が審議されたものの「問題の重要性に鑑み此の際いたづらに是非することは却つて紛糾を悪化するの恐れありとし今後同問題に関しては一切を県当局に一任すること」になったのである¹⁶⁾。

このように、反対派が主張する次年度への審議持ち越しにはならず、当日決着にも至らなかった。そして当分は県当局において検討されることになったのである。

Ⅷ. 名称統一・任期制制定案に対する賛否の様相

1. 当事者の論議

1) 改革推進派の主張と現状認識

改革派濟世顧問・濟世委員の現状認識を、継続委員会終了後の新聞は以下のように伝えている。「改革主張者側の意見を聞いて見ると～中略～何等の修正も加へることなしに既に二十年

を経過してゐる、今では制度、精神とも混沌として曖昧、複雑にして煩瑣、容易に其の正体も掴めないようでは委員、顧問などの濟世当事者は勿論、指導当局も其の取扱いに窮すると言ふ現状¹⁷⁾との認識であった。さらに「顧問の性質は地方の人望家により地方社会事業の中心たらしめ、委員は顧問と協議の上実務に当たることにしてゐたものである。しかるにその後委員の活動向上の結果濟世顧問の多数は委員の活動に蠹食されて顧問としての活動が鈍り実際において両者の区別が判明しないものが相当出来た¹⁸⁾」という主張も伝えている。このように改革派は、実質的活動が濟世委員に統合されている実態を抛り所として、濟世制度全体とりわけ濟世顧問の機能不全を指摘して、統合を主張しているのである。

2) 反対派（保守派）の主張と現状認識

継続委員会開催直後、反対派である有力濟世顧問は「救護法実施以来既に行詰りの状態にある方面委員制度に今さら何を苦しんで組織替する必要があるか、全国的に行詰れる方面事業を打開するものこそ我が岡山縣の濟世制度である¹⁹⁾と主張している。このように反対派濟世顧問には、救護法の委員制度の行き詰まりを、現行二制度で打開しよう言う自負があったことがわかる。さらに「濟世制度の根本目的は防貧事業であるにも拘はらず、最近においては救貧事業に転換してをり～中略～濟世事業の徹底を期することは出来ぬ²⁰⁾」という主張もあり、本来の目的完遂が徹底されていない実態を問題視しているのである。また「制度、精神の分からないのは彼等(改革派のこと:引用者注)の努力、理解が足りないからだ」と言い、「己れの無理解を反省もせ^{ママ}で徒らに改善呼ばはりするなど我が岡山縣の濟世事業を冒瀆するものである²¹⁾と改革派を厳しく非難している。さらに「数箇町村において有力なる顧問により異数の成績をあげてゐるものがあるので両制度を活用しないのは県の指導が出来てゐないから²²⁾と県当局の指導体制の不備を指摘する意見もあり、濟世顧問や濟世委員の改革派にく

わえて当局の改革派をもけん制している。

このように、改革派と保守派それぞれの主張をみると、岡山縣濟世制度が本来の目的遂行のために有効に機能していない側面が少なからずあったことがわかる。そして、両陣営ともそのことを認識して、課題の克服を目指して持論を展開したと言えよう。

2. 県当局における論議

1) 守屋文庫と関連資料

上述の名称統一・任期制制定議論に対して、県当局がどのような対応を検討・指向していたのか、現在これらの研究に必要な議事録は、その存在の有無も含めて不明である。当時の新聞記事などにより一部は明らかになるが、所轄部署内における議論やその経緯が秘匿されることもあり、十分な内容とはならない。そこで、当時岡山縣職員として濟世顧問・濟世委員制度に深く関わっていた守屋茂が残した史資料を検討対象としたい。

守屋茂は1901（明治34）年岡山縣小田郡美川村（現：矢掛町）で生まれる。1925（大正14）年東京の社会教育研究所を卒業し、岡山縣内務部社会課に勤務し、1938（昭和13）年社会事業主事になり、1942（昭和17）年7月学務部社会課長に、官制改革で同年11月内務部厚生課長になった人物である（守屋1993：225-6）。今回論考している一連の改革に県当局の一員（保守派）として関わっている。

守屋が岡山縣立図書館に寄贈した諸史資料・諸図書が「守屋文庫」として保存されている。総てがデジタル化（写真加工）されているので、図書館内の端末機器（パソコン）画面上において画像（カラー）で閲覧出来る。全317タイトルに分類されていて、今回検討対象とするのは、86番タイトル名「濟世制度肝要」である。現物は、スクラップブックに史資料が貼り付けられている。県庁で使用していた罫紙に書かれた文章とガリ版印刷で作成されて文章がおもな資料である。「官報」や新聞の切り抜き、機関誌『濟世』や『方面時報』の一部も貼り付けている。また、濟世顧問らと交わした書簡もある。資料の期間

は、1930（昭和5）年から1939（昭和14）年までの10年間である。スクラップブックの表紙はハードカバーで、別紙に墨書で「濟世制度肝要」その右肩に「秘録」、左下に「守屋用書」と書いて貼り付けている。さらに赤ペンで「他見無用のもの也」と手書きされている。貼り付けられている資料すべてに作成日等が記されていないが、年代順に貼り付けているようである。

2) 「濟世制度肝要」に残された改革案とその経緯

濟世制度肝要に残るこの時期の改革案として、社会課中村孝太郎主事によるものが存在する。中村は1935（昭和10）年6月28日に岡山県庁に赴任している。守屋によると「こうした問題（名称統一と任期制の件：引用者注）を委員会に付託するのはおかしい。～略～このことがあって以来、社会課内の意見は改革派と保守派に分かれ」て、中村が改革派で自身が保守派で論陣をはったと言う（守屋1993：62）²³⁾。とすると、おそらく社会課内での協議は11月5日の濟世事業大会後と言えよう。

濟世制度肝要に貼り付けられている中村案は、県庁使用の罫紙にカーボンコピーされたものである。そして、欄外に守屋が「昭和十年社会課主事 中村孝太郎氏案トシテ提示セルモノ 社会課員ノ一部ノ反対意見アリ実現セズ（一大論戦ノ案也）」と補記している。以下のように「方針」と「重要点」と「改革案」で構成されている。

制度改正ノ方針

- 一、制度創設ノ精神及歴史的事実ヲ尊重シ長所ノ拡充ニ努ムルコト
- 二、改正ヲ要スル点アラバ理想ト實際トヲ調節シテ鋭意実現ニ努ムルコト
- 三、制度将来ノ発展性ニ着眼シ理想ヲ樹テ新生面ヲ開キ先進地トシテノ指導的立場ヲ確立スルコト

濟世制度発展ノ重要点

- 一、人選ヲ厳正ニシ最適任者ヲ囑託スルコト

- 二、囑託後指導訓練ヲ充分ニスルコト
- 三、而モ活動困難ノ者アレバ更新スルコト
- 四、職務範囲ト其ノ力点トヲ明ニスルコト

濟世顧問 濟世委員設置規定²⁴⁾

第一條 市町村ニ社会事業向上發展ノ為濟世顧問、濟世委員及濟世参与、濟世幹事ヲ置ク

第二條 濟世顧問及濟世委員ノ員数ハ救護法第四條ニ依ル委員ノ定ニ據ル濟世参与ハ市町村ニ一名、濟世幹事ハ市町村ニ若干名トス

第三條 濟世顧問ハ濟世委員中ヨリ知事之ヲ囑託ス、但特別ノ事情アルトキハ濟世委員以外ノ者ヲ囑託スルコトヲ得

濟世委員ハ左ノ資格ヲ具備スル者ニ付濟世参与及濟世顧問（市ハ代表者一名）ノ連署推薦ニ基キ知事之ヲ囑託ス、但右推薦ニ当リテハ予メ濟世顧問（市）及濟世委員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ヘキモノトス

- 一、人格正シキ者
- 二、身体健全ナル者
- 三、常識ニ富ミ熱烈ナル情操ヲ有シ活動的ナル者
- 四、社会事業精神ニ富ミ指導的才能豊ナル者
- 五、相当ノ生活ヲ営ミ事務ノ執行処理ニ支障ナキ者
- 六、忠実勤勉其ノ職業ニ従ヒ社会ノ信用篤キ者

第四條 濟世参与ハ市町村長ニ、濟世幹事ハ市町村職員中市町村長ノ推薦アリタル者ニ付知事之ヲ囑託ス

第五條 濟世顧問及濟世委員ハ職務遂行ニ関シ常ニ制度創設ノ精神ニ鑑ミ忠誠ノ心ヲ以テ懇切事ニ当リ隣保相助ノ風習ヲ振作スルニ努ムヘシ

第六條 濟世顧問及濟世委員ハ個人ト家庭及環境ト社会ノ実情ヲ詳査スルト

共ニ常ニ事情ノ変化ニ留意シ精神上ノ指導物質上ノ援助等ノ方法ヲ講シ防貧救済其ノ他ノ施設ト相俟ツテ窮困ノ原因ヲ防止根絶シ個人並ニ社会ノ向上ヲ図ルベシ

第七條 前條ニ定ムル個人及家庭ノ調査並指導ニ関シテハ適切機宜ノ措置ヲ要スヘキモ特ニ濟世委員於テ生活調査票ノ完成使用ト家庭訪問トニ力ヲ須フヘシ

第八條 濟世顧問及濟世委員ハ相互ニ連絡協調ヲ保ツヘキハ勿論關係官公署其ノ他必要ナル方面トノ連絡協同ニ努ムベシ

第九條 濟世顧問ハ其ノ市町村内濟世委員・事業ヲ普及徹底セシメ且社会事業全般ニ亘リ組織的計画ノ下ニ之カ円満ナル充実發展ニ力ヲ須フヘシ

第十條 濟世参与ハ濟世顧問及濟世委員会ヲ開催シ其ノ他濟世顧問及濟世委員ノ職務ヲ助成ス

第十一條 濟世顧問濟世委員及濟世参与濟世幹事ハ名誉職トシ之ヲ優遇ス

第十二條 濟世顧問及濟世委員ハ無任期トス但救護法第四條ニ依ル委員ヲ兼務スル者ニシテ同法ニ依ル委員ヲ辞任シ若ハ解任セラレタル者ハ之ト同時ニ本規程ニ依ル濟世顧問又ハ濟世委員ヲ辞任シ若ハ解任セラレタルモノト見做ス

なお、この後附則があり、発布の日より施行することと、現任の濟世顧問と濟世委員はそのままこの規程の濟世顧問と濟世委員とすることが記されている。この改革案の特徴は、濟世顧問と濟世委員を存続しつつ、一つの設置規程にまとめたものとなっていることである。しかし濟世顧問と濟世委員の設置目的や実践内容に差異がなく、先行して設置された濟世顧問の独立性や優位性（濟世委員設置規程第3條）が失われている。このような改革案は、濟世顧問の存在

やこれまでの実績を重んじる部署内保守派職員には到底受け入れ難い内容といえよう。ただし審議の過程で、どの部分がどのような理由で不承認になったのかは不明である。さらにこの改革案の大きな特徴は、市町村長対して濟世参与、市町村職員に濟世幹事という役職を創設したことである。この設置規程には補足説明が付されている。参与と幹事の補足として「市町村長及市町関係職員ハ現ニ濟世事業ヲ助成、補助シツ・アルモ、之ニ職員ヲ附シテ一層關心ヲ深メントセリ」と説明されている。このように地方自治体あげて制度の充実拡張を目指している。この視点は、後の方面委員令第九條「關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ方面委員会ニ主席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得」と類似する。

「濟世制度肝要」の次頁には、「濟世制度に関する私見」と表題が付けられた素案が貼り付いている。これが社会課内で審議されたか否かは不明である。下部に「守屋案」と赤ペンで書き加えられている。したがって守屋の直筆の私案であることは明確である。ただし走り書きのような文字であり、自身の考えを一旦書き出し、再度検討しようとしたたたき台ではないかと推測される。上記の中村案のように部署内で協議されたものではなく、いわゆる私的な範疇の資料と言えよう。この「濟世制度に関する私案」は長文で、最終部分に要約を付している。要約は以下の通りである。

更ニ之ヲ要約スレバ

- (1) 統括機關ナル社会課ハ一層本制度ノ根本的研究ヲ重ネテ且独特ノ根本精神ヲ把握スルニ努ムルコト（一応方面委員制度ノ規範ヲ脱スルコト）
- (2) 規則ノ改廢ヲ行ハズ 只其ノ運営ノ極致ヲ尽スニ努ム オモムロニ其ノ方法ヲ講ズルコト
- (3) ム任期制ヲ嚴守シテ其ノ指導訓練を為シ濟世顧問、濟世委員ノ節度ヲ以テ進退ヲ決セシメ 止ムヲ得サル場合ハ別ニ個別的方法ヲ用フルコト（昭和十、十一、二三）

このように、守屋は規程の改廃に反対し、自身が所属する県の統括機関が適切に制度運用を講ずることによって効果を上げるべきだという考えであったことがわかる。くわえて、改革派職員を、制度に対する理解や研究が未熟であると指摘・批判している。この主張は、反対派済世顧問の主張と一致するところである。この起草は11月23日であり、第一回継続委員会開催直後である。先述の中村案は、これより前頁に貼り付けられているので、起草はこれより前である。従って済世事業大会から継続委員会開催までの10日間だと推測される。

次に、制度改革の基本的要点をA～C 3つに分類した素案が貼り付けられている。貼り付け順から11月23日以降と言える。従って11月27日開催の第2回継続委員会審議の後、つまり県当局に対応が一任された事態を受けて、起案したのではないかと推測される。最初の頁欄外に守屋の直筆で「中村西宮ギ案ハ幹部会（社会課内）ニ内示セルモ 協議未了トナル」と書き加えている。中村孝太郎と西宮弘が作成したもので、社会課内で検討されたことがわかる。

A案とB案は「顧問ヲ以テ委員長、常務委員ヲ兼ニ備ウルモノト見ル場合」という案である。A案の特徴は、顧問を委員の中から選び（兼任を禁止）、両者無任期であるものの、進退を検討する諮問機関を設置して、その同意によって知事に解嘱権限をあたえている。B案はA案とほぼ同じだが、顧問は委員を兼務すること、顧問の任期は4年で委員は無任期などの内容が異なる。C案は「顧問ノ外ニ常務委員ヲ置クモノ」という案である。委員は無任期で、委員の中から任期4年の常務委員を選任する。顧問については「眞ニ適任者アル時ニ限り（資格内規ヲ設ク）知事之ヲ委嘱ス 但現在ノ顧問ハ引続キ顧問トス、顧問ハ無任期トス」と定めているものの、実質的には顧問不拡張・不要論ともいえる。

このように、県当局も活発に審議したことがわかる。しかし、上記の案は、どれも採用されなかった。守屋によると中村は、岡山市で開催予定の全国方面委員大会を成功裏に導くため

に、中央から派遣され岡山県に赴任した文官であった（中村1994：61）。済世制度の改革を目指して精力的に取り組んだものの、赴任早々の中村の改革案は、容易には受け入れられなかったであろう。

このような審議を経て、年が明けて1936（昭和11）年1月、いよいよ改革案が明らかにされた。

Ⅹ. 改革の推移と済世顧問制度の結末

1. 県から示された改革案情報とその経緯

一任された県は、改革案の作成に取りかかる。中村起草の基本的要点A～C案もこの一連の流れの中で作成されたのであろう。改革の最終案の審議過程ならびに全文が明らかになる資料は確認できていない。しかしこの最終案も、中村と西宮によるいわゆる改革派の案であった（守屋1994：62）。その一部は新聞によって伝えられている。その内容は「全市町村に常務委員を置き、済世顧問は存置」して、「済世顧問は県社会事業の顧問格にする」というものであった。これに対して中国民報は「顧問が地方社会事業の顧問でなく県の顧問となれば現在百十余名を数へてゐる顧問は不用となり漸次淘汰した上、少数のものを残し実際においては済世制度が委員制度の一本に直して全国方面委員制度と歩調を合さうとしてゐるものようである」²⁵⁾と論説している。このように名称統一ではなく、済世顧問の廃止を目論んだのである。これに対して「済世顧問の実権を剥奪して知事の諮問機関たらしめよと言ふのであれば、それはそもそも大正天皇の御下問の本旨即ち岡山県済世顧問創立の主旨に離反する」と河本乙五郎のきびしい反論が掲載されている²⁶⁾。この反論に対して県当局社会課西宮弘主事補は「現在の実状に応じ進歩的に改め両者の区別をはつきりしたい、顧問がかりに県の顧問と云ふようになっても全然地方の社会事業と縁が切れることはないと思ふ」²⁷⁾と見解を述べて、最終案の正当性を主張している。河本は「改革案完成の場合は一応我々にも相談があることになつてゐるが未だ何の相談にも接していない」²⁸⁾と

述べている。これら最終案は、県当局が新聞社に対して、その一部を情報提供したが、結局正式な公表はなかったのであろう。

改革最終案が明確に示されないまま、1936(昭和11)年2月18日並川義隆学務部長から統廃合の検討を一時打ち切る旨の通知が継続委員に対して発出された。それは、内務省社会局が検討している全国方面委員制度の法制化の行方を見守りつつ、「二問題は暫く未決定の儘内務省の法令の公布を待ち公布の暁には其の法令の範囲内に於て本県済世制度の特徴を充分発揮する様工夫致すこと最適當なる措置かとも被存候條」²⁹⁾という内容であった。こうして当面改革に関する動きは止まってしまった。

2. 方面委員令公布後の経緯と済世顧問制度の結末

1936年(昭和11)年11月方面委員令が定められた。引き続き実施に係る内容が漸次明らかになり、両制度統一問題は再燃する。そして県当局は、済世委員のみをそのままの名称で方面委員とする案を提示する。しかしこれに対して、済世顧問の重鎮たちは激しく反対運動を展開し、県当局へ「岡山県済世制度の精神と理論を尊重する意味から済世顧問、同委員は従来通りこれを存置して方面委員はこれに兼職せしめられたい」という内容の建議を提出している³⁰⁾。また岡山県会に「二者を兼嘱し以つて歴史的にも理論的にも實際的にも優秀無比なる岡山県社会事業に何等の支障を与へざると共に方面委員令の円滑なる実施を図るべく特別の御配意を賜りたく」という内容の陳情書を提出している³¹⁾。このためこの問題は県会でも取り上げられた。こうした混乱の中、翌1937(昭和12)年1月15日の方面委員令施行にあわせて、多久安信知事は論告を發して「方面委員令の実施に当りては須くこの歴史的事実を尊重するの必要あるを認め済世顧問制度は之を存置し、済世委員制度は之を方面委員制度に改め全国的制度に則る」³²⁾ことにして事態の収拾を図ったのである。さらに済世顧問は、救護法の救護委員からはずれることになった³³⁾。つまり「顧問が始

めて方面委員令は勿論救護法からも一応関係を断たれることとなつて、済世制度の跛行的運営の第一歩を踏み出すことになつた」(岡山県社会福祉協議会1957:72)のであった。

X. 結論

以上、岡山県で創設された済世顧問制度と済世委員制度の概要と、その推移を両制度統廃合に焦点をあてつつ論考した。くわえて、制度統廃合議論をとおして、当該担当部署の職員や済世顧問・済世委員が、制度の現状をどのように把握し認識していたのかを明にしてきた。

すでに述べてきたように、両制度は創設の契機は異なるものの、防貧事業を一体的に実施・推進していたので、たびたび統廃合が検討された。これらの検討は、わが国最初の防貧制度という伝統³⁴⁾、積み上げてきた実績の改革でもあった。このため具体的な改革案を協議する県当局も慎重にならざるを得なかったのであろう。くわえて、長く職務に携わってきた当事者である済世顧問の重鎮も、防貧事業推進という本来の目的が停滞していることを意識しつつも、制度改正には反対の主張を掲げたのである。一方、改革を進めようとした済世顧問・済世委員や県当局の職員も、けっして済世事業自体を否定するものではなく、むしろ済世制度の活性化を目指していたのである。名称統一も任期制導入もその意向に添った主張だったと言える。

結局は、済世顧問・済世委員などの当事者や県当局の思惑とは関係のない方面委員令という新たな制度の創設によって、事態は急展開し決着したのであった。つまりそれは、済世委員の方面委員への変更と、済世顧問の救護委員からの降任であった。済世顧問に限定するならば、この変化はむしろ済世顧問設置規程当初の姿に戻ったとも言える。

このような歴史をたどった済世顧問制度の歴史的特性はいかなるものであったのか、それは以下の9点といえよう。なお、⑨は担当部署の特性である。

- ①現在確認できるだけで、5度の改革が検討された制度であったこと。
- ②①の検討は1941年の厚生委員への改正を除いて、両制度を一つにして、統合的・総合的に運用することがより効果的だと分析されていた制度であったこと。
- ③制度改革にさらされながら、濟世顧問設置規程は一度も改革しなかったこと。
- ④皇室との関わりが強い制度ということが、当事者・県職員の一部に共有されていたこと。
- ⑤制度改革なしで、社会の変化に対応したこと。
- ⑥救護法や方面委員令に基づく法的機能を持たない制度になってしまったこと。
- ⑦嘱託がすすまなかったため、実質的には濟世委員（方面委員）が主たる実践者として救貧事業及び防貧事業を推進した。つまり実質的には機能低下や役割減少を招いた制度であったこと。
- ⑧結果として濟世顧問は、まさに名誉の職という位置づけのみが強くなったこと。
- ⑨県当局は制度改革を担う実効機関であり、改革の必要性を認識しつつ、その実行には非常に慎重だったこと。

以上が濟世顧問制度の歴史的特性と言えるが、⑤以降の特性について説明を加えたい。

多くの社会制度は、社会状況の変化に伴い、それに適応するように変革を行う。くわえて、制度が継続する中で次第に制度そのものが疲弊し、いわゆる金属疲労を起こすこともある。濟世顧問制度も時代の変化に適応すべき改革が求められた。たとえば1932（昭和7）年の改革は救護法への対応であった。また1935（昭和10）年の改革派の主張には、制度が20年間修正されずにいたため、制度、精神とも混沌として曖昧、複雑にして煩瑣、容易に其の正体も掴めない状況であるという指摘があった。上記⑤では、改革なしで社会の変化に対応したことを濟世顧問制度の特性としたが、それが功を奏したか否かは検討の余地を残している。たとえば、救護法への対応では、濟世顧問設置規程を変更することなく柔軟な制度運用によって対処した。しか

し方面委員令では、県の設置規程を保持しつつ全国規模の制度の外に身を置くという、複雑な構造のまま活動することになった。このため濟世顧問制度は、救護法に基づく機能を失い、方面委員令に基づく機能は持たない存在になってしまった。嘱託が進まなかったのは、こうした制度の外に位置したため、必要性・有効性を明確に誇示できなくなったことが要因だと言えよう。名誉職の濟世顧問は、名誉のみが残ってしまった、実効が伴わない存在になってしまったのであろう。

上記の特性は、制度改革に関する歴史的展開から導き出したものである。今後は、濟世顧問の実践に関する実証的な研究をとおして、濟世顧問がもたらした実効の検証を進めて、濟世顧問制度全体の歴史的特性を明らかにしたい。

注

- 1) この違いについては、全国社会福祉協議会（1968）15-9に詳しい。
- 2) たとえば制度20年史のタイトルは『岡山縣濟世制度二十年史』で、40年史のタイトルは『民生委員制度四十年～岡山縣濟世制度四十年を顧る』となっている。なお、本稿において「岡山縣濟世制度」とは、濟世顧問制度と濟世委員制度の総称と定義する。
- 3) ちなみに井上（1996：204）は「濟世顧問設置規程を改正して、岡山縣に濟世委員制度を設けることにした」と述べているが、これは明らかに事実誤認で、濟世顧問設置規程には手を加えず、濟世委員設置規程を新たに制定・公布している。
- 4) これは1916（大正5）年5月18日のことである。このいきさつは、笠井が残した『濟世顧問制度ノ精神』（岡山縣社会課『濟世』20）やその他の著作に度々記されている。また岡山縣社会事業協会（1936：9-10）には「然るに上御一人の御嘉納になるべき奉答を為し能はざるは極めて遺憾である。今より後心血を注ぎて考慮を重ね、我県より全然貧乏神を駆逐する方策を立てねばならぬ」という決意になったことが記されている。
- 5) 小野（1989：37-8）は濟世顧問制度の特徴を、
①私人（民間人）を、公費の支出なしに（ある

- いは少額に抑制して)「名誉職」として活用したこと。②嘱託の主体は知事にて、あくまでも「官」が支配するという形態を採用したこと。③天皇シンボルとの関係。の三点としている。
- 6) 名簿は、岡山縣内務部(途中から学務部)社会課が編集して発行している。大正12年3月発行の『岡山縣濟世顧問・濟世委員名簿』を初版として、大正13年、昭和3年、昭和5年、昭和7年、昭和10年、昭和13年版がある。なお昭和13年版は『岡山縣濟世顧問・方面委員名簿』となっている。
- 7) 濟世顧問の嘱託状況については、松原(2020: 53-73)に詳しい。
- 8) 中国民報。昭和10年11月29日。
- 9) のちに述べる守屋文庫の『濟世制度肝要』に保存されている。
- 10) 守屋の著書にくわえて、中国民報昭和10年11月16日の記事にも同様の記載がある。
- 11) 中国民報。昭和10年11月16日。なお記事内の(一)とは名称統一議案(二)とは任期制定議案のことである。
- 12) 岡山県社会課『濟世』62。昭和11年12月。
- 13) 中国民報。昭和10年11月16日。
- 14) 山陽新報。昭和10年11月16日。
- 15) 中国民報。昭和10年11月22日。
- 16) 中国民報。昭和10年11月28日。
- 17) 中国民報。昭和10年11月29日。
- 18) 中国民報。昭和11年1月24日。
- 19) 中国民報。昭和10年11月16日。
- 20) 山陽新報。昭和10年11月16日。これは、河本乙五郎委員長と山本徳一(赤磐郡鳥取上村、医師)らの主張である。なお両人は濟世顧問制度創設時に嘱託された重鎮である。
- 21) 中国民報。昭和10年11月29日。
- 22) 中国民報。昭和11年1月24日。
- 23) なお中村の他に、西宮弘主事補も改革派であったことが同書に記されている。一方保守派(現状維持)は社会課内では守屋一人であったが、濟世顧問の重鎮達が賛同し応援していた。
- 24) 「規定」は「規程」の誤植。附則部分では「この規程…」と記述している。
- 25) 中国民報。昭和11年1月24日。
- 26) 中国民報。昭和11年1月24日。

- 27) 中国民報。昭和11年1月24日。
- 28) 中国民報。昭和11年1月24日。
- 29) 岡山県社会課『濟世65号』。昭和11年3月。
- 30) 山陽・中国合同新聞。昭和11年12月6日。
- 31) 山陽・中国合同新聞。昭和11年12月8日夕刊。
- 32) 山陽・中国合同新聞。昭和12年1月15日。
- 33) 山陽・中国合同新聞。12年1月14日。
- 34) 伝統の一つには皇室との関係もあった。本文中の原保雄の回顧は『岡山縣濟世制度二十年史』に掲載されたものであるが、同じく元岡山県屬花土文太郎や濟世顧問三浦伊助、同河本乙五郎の回顧でも、皇室との関係に言及している。また『岡山縣濟世制度二十年史』第三編第一章のタイトルは、「皇室の御庇護」であり、多くの頁を皇室との関係の紹介にあてている。

文献

- 遠藤興一(1973)「初期方面委員活動における制度と人の問題」鉄道弘済会編『社会福祉研究』13。
- 久松英保(1990)「濟世顧問制度の成立について」『神戸女子大学紀要(文学部篇)』24。
- 井上勲(1996)「大正期岡山県における社会事業」『神戸女子大学文学部紀要』29。
- 松原浩一郎(2020)「岡山縣濟世制度の研究」中国四国社会福祉史学会『中国四国社会福祉史研究』19。
- 守屋茂(1993)『唐変木漫章』成文社。
- 岡山県社会課(機関誌)『濟世』。
- 岡山県社会事業協会(1936)『岡山縣濟世制度二十年史』岡山県。
- 岡山県社会福祉協議会(1957)『民生委員制度四十年～岡山県濟世制度四十年を顧る』。
- 小野修三(1989)「濟世顧問制度と笠井信一」慶應義塾福澤研究センター『近代日本研究』6。
- 寺坂順子(1984)「濟世顧問制度に関する一考察」作陽学園学術研究会『作陽音楽大学・作陽短期大学研究紀要』17(2)。
- 全国社会福祉協議会(1968)『民生委員制度五十年史』。
- 全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会(2019)『民生委員制度百年通史』。

The Historical Characteristics of The Saisei-Komon Ssystem in the Discussion on the Consolidation and Abolition of The Saisei Komon / Saisei Iin System

Kouichiro MATSUBARA

– Abstract –

The purpose of this treatise is to clarify the historical characteristics of SAISEI-komon system. Therefore, we will focus on the issue of consolidation of SAISEI-komon and SAISEI-iin. This is because the issue of consolidation will be clarified by discussing the advantages and disadvantages of both systems. In 1929, SAISEI-komon and SAISEI-iin became members of Article 4 of the KYUGO Act. After that, according to the 1936 HOUMEN decree, only SAISEI-iin became HOUMEN-iin. Therefore, SAISEI-komon loses its legal basis. However, he will continue his activities after that. They were able to do so because the SAISEI-komon establishment law was maintained, they had a track record of being located at the core of social business in Okayama Prefecture, and they were connected to the KOUSITU (Imperial Family). Because there was.

Key words : SAISEI-komon, SAISEI-iin, institutional consolidation